

## 所得金額の求め方

別表第1 給与所得金額の算出について

収入金額3,290千円以下の場合	所得金額 = 0円
収入金額3,290千円を超え、4,000千円以下の場合	所得金額 = 収入金額 × 0.8 - 2,626千円
収入金額4,000千円を超え、8,870千円以下の場合	所得金額 = 収入金額 × 0.7 - 2,626千円
収入金額8,870千円を超える場合	所得金額 = 収入金額 - 4,860千円

別表第2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人～
基準額	1,860千円	3,100千円	3,620千円	3,950千円	4,280千円	4,520千円	4,750千円	一人増すごとに 230千円

別表第3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				証明書
①	ひとり親世帯	490千円				不要
②	就学者のいる世帯  ※自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書で確認できる場合に限る。	区分	通学形態	公立	私立	
		小学校	80千円			
		中学校	160千円			
		高等学校	自宅	280千円	410千円	
			自宅外	470千円	600千円	
		高等専門学校	自宅	360千円	600千円	
			自宅外	550千円	800千円	
		大学	自宅	590千円	1,010千円	
			自宅外	1,020千円	1,440千円	
専修学校	高等課程	自宅	170千円	370千円		
		自宅外	270千円	460千円		
	専門課程	自宅	220千円	720千円		
		自宅外	620千円	1,120千円		
③	障がい者のいる世帯	一人につき860千円				要
④	6か月以上の長期療養者がいる世帯	療養のために経済的に特別の支出をした金額 ※健康保険、生命保険等の給付を受けた額を除く				
⑤	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別の支出をした金額 ※710千円を限度とする				
⑥	盗難・火災・風水害等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生活手段（田畑・店舗等）に被害があつて将来長期にわたって支出増あるいは減収になると認められる年間金額				
⑦	家計支持者が父母以外の世帯	410千円				

### 【算出例】

次の計算により所得金額を算出することになりますので参考にしてください。

#### ■給与所得者の場合

例) 父・母・高校生・中学生の4人家族で年間収入が7,850,000円のケース

収入金額 (7,850千円) × 0.7 - 2,226千円 - 特別控除 (高校生280千円、中学生160千円)  
= 所得金額 2,829千円

⇒別表第2における4人世帯所得基準額3,950千円以下であり、**申請可能**

#### ■給与所得者以外の場合

例) 父・大学生・中学生の3人家族で年間所得が3,300,000円のケース

所得金額 (3,300千円) - 特別控除 (父子家庭 490千円、大学生1,020千円、中学生160千円)  
= 所得金額1,630千円

⇒別表第2における4人世帯所得基準額3,620千円以下であり、**申請可能**

### 【その他】

- ・収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てて適用します。
- ・同一人で2か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後万円未満を切り捨てて所得金額を算出します。
- ・同一人で2つ以上の収入があり、給与所得と給与以外の所得（農業等）の場合は、給与所得については別表第1により所得金額を算出し、給与以外の所得についてはそのものを所得金額とします。
- ・申請時点において特別の事情に該当する項目について控除されます。
- ・②就学者のいる世帯による控除は、申込者本人を含みます。
- ・③身体障がい者控除と④長期療養者控除は重複できません。